

Ⅲ 構想対象市町村の組合せ

1 構想対象市町村の組合せに係る基本的考え方

第1回審議会（資料4）

（1）構想策定に係る考え方

- 合併は将来にわたる地域のあり方をどうしていくかという重要な課題であることから、地域における十分な議論のもと、自主的、主体的に選択し決定すべきものとする。
- 従って、構想策定に当たっては、関係する市町村で合併に向けて合意形成がなされた上で、構想策定（組合せ）の申入れを受けて策定するものとする。

（2）組合せに係る考え方

- 関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされており、関係市町村の全部から申入れがあった場合に構想対象市町村として位置づける。
今後、申入れがあった地域について、構想対象市町村を段階的に追加する。

2 構想対象市町村の組合せ

次の地域について、構想対象市町村として位置づける。

- （構想対象市町村名）